

公益財団法人 登別育英会選考基準

1、方針

登別市内に居住するものの子第で、かつ他の奨学金の給与を受けていない者を選考の対象として、向学心に富み、有能な資質を持ちながら、家庭の経済的理由により修学困難なものについて、人物、学業、健康及び家計の各項を精細に検討し、これに総合判定を加えて選考する。

2、人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度、活動が健全で、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

3、学業について

中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学における最近1年間の学業成績が、同学年の生徒、学生の平均水準より上位にあると認められるもの。

中学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で平均した値が3.5以上であればよい。

高等学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修科目数で平均した値が3.0以上であればよい。

なお、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。

4、健康について

身体が健強で、将来就学に耐えられると認められる者。ただし、身体に異常があっても、就学に支障がないものは差し支えない。

5、家計について

本人の属する世帯の1年間の認定総所得金額が別表に掲げる基準以下であること。

- (1) 世帯人員の認定 本人の属する世帯とは、同居、別居を問わず、本人と生計を一にする家族世帯をいう。
- (2) 総所得金額 本人の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいう。
- (3) 特別控除額 (2)の総所得金額から控除することを認められた金額をいう。
- (4) 認定総所得金額 総所得金額(2)から特別控除額(3)を控除した金額をいう。